

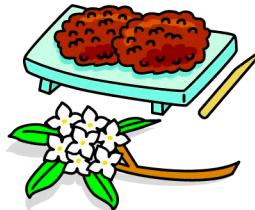
【来自厚生劳动省的消息】为了加深对遗华日本人理解的论坛会

こうせいいろうどうしょう ちゅうごくざんりゅうほうじんとう りかい ふか しんほじうむ
【厚生労働省 からのお知らせ】中國殘留邦人等への理解を深めるシンポジウム

于平成 23 年 11 月 5 日（星期六），在广
岛市中区的广岛县民文化中心，由厚生劳动省
举办了“为了加深对遗华日本人理解的论坛
会”，当天在毛毛细雨中，约有 450 名前来参
加。

首先，由“剧团道化”
演出了以遗华日本人回
国定居后的生活为题材
的话剧《吉林食堂～おは
ぎの美味しい中華料理店～》。

(接下页)



へいせい ねん がついつか ど ひろしましながく
平成 23 年 11 月 5 日(土)、広島市中区
 けんみんぶんかせんたーにある広島県民文化センターにおいて、「中國殘留邦人等への理解を深めるシンポジウム」が行わされました。当日は小雨が降るなか、約 450 人の方々が集まりました。

ゼンはん げきだんどうけ
シンポジウム前半は、劇団道化による、
 きこくごく だいさい
中国残留邦人の帰国後の暮らしを題材にし
 えんげき きつりんしょくどう
た演劇「吉林食堂～おはぎの美味しい
 ちゅう かりょうりてん びたいこうえん
中華料理店～」の舞台公演がありまし
 た。
 (次頁に続く)

(接前页) 此后，由从事新闻报道的记者大谷昭宏先生主持了与中国归国者的公开讨论会，与此同时，还由中国归国者演出了舞蹈、太极拳及大合唱等的精彩节目。

致已回国定居的 遗华日本人及遗桦太日本人

对凡符合以下法定条件的 60 周岁以上的遗华日本人及遗桦太日本人，执行支付满额的老龄基础年金的制度。



要领取满额的老龄基础年金，必须办理申请手续，受理申请的期限为：自符合法定条件日起算，5 年为限，在开始执行此制度的平成 20 (2008) 年 1 月 1 日即已符合法定条件者的申请截止日期为：平成 24 (2012) 年 12 月 31 日，尚未提交申请者，请与本厚生劳动省联系。

咨询电话：

03-5253-1111 (分机 3468)

03-3595-2456 (专线)

厚生劳动省网址：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanyukoji12-01.pdf>

●符合以下所有法定条件的遗华日本人及遗桦太日本人为对象。

1. 自明治 44 (1911) 年 4 月 2 日至昭和 21 (1946) 年 12 月 31 日的出生者。(注)
2. 自回国定居日起，连续一年以上在日本国内有定居的住址者。
3. 昭和 36 (1961) 年 4 月 1 日以后初次回国的定居者。

(注) 在昭和 22 (1947) 年 1 月 1 日以后的出生者，有被批准为对象的可能。

（前頁より）後半は、ジャーナリストの大谷昭宏さんの司会で、中国帰国者の方々を交えたパネルディスカッションを実施しました。その他、中国帰国者の方々による舞踊、太极拳、コーラスが披露されました。
**永住帰国した中國残留邦人、
樺太残留邦人のみなさまへ**
 次の要件に当てはまる 60 歳以上の中
 国残留邦人や樺太残留邦人の方々に対し、
 満額の老齢基礎年金を支給する制度が
 あります。

老齢基礎年金を受給するには申請が必
 要です。申請の受付期間は、要件に当ては
 まつてから 5 年間です。この制度が始まっ
 た平成 20 (2008) 年 1 月 1 日時点で
 要件に当てはまつていた方については、平成
 24 (2012) 年 12 月 31 日が申請の締
 め切り日になります。まだ申請があ済みで
 ない方は、厚生労働省までご連絡ください。

【問い合わせ先】 03-5253-1111(内線 3468)
 03-3595-2456(直通)

【厚生労働省ホーリー】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanyukoji12-01.pdf>

●次の全てに当てはまる中国残留邦人、
 樺太残留邦人の方が対象となります。

1. 明治 44(1911) 年 4 月 2 日から、昭和 21(1946) 年 12 月 31 日までに生まれた方※
2. 永住帰国した日から引き続き 1 年以上 日
 本国内に住所のある方
3. 昭和 36(1961) 年 4 月 1 日以後に初めて永
 住帰国した方

* 昭和 22(1947) 年 1 月 1 日以降に生まれた方
 でも、対象となる場合があります。